

「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：農林水産省
勧告日：平成25年4月12日 回答日：平成26年3月20日

主な勧告(調査結果)

主な改善措置状況

1 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施

- ① 農地集積目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証、検証結果をそれ以降の取組に反映
 - ・目標達成のためには、農地の流動化対策を加速化させ、迅速かつ確実な実施が必要
- ② 農地利用集積円滑化事業の実績が上がっていない都府県について、その原因・理由や、各団体における取組の実態を更に把握・分析し、その結果を踏まえ推進方を検討
 - ・農地利用集積円滑化事業の実績が低調なものあり



- ① 関係施策の取組（人・農地プラン、農地集積協力金等）の進捗状況の検証を行い、その結果を平成25年度補正・26年度予算等に反映
- ② 農地利用集積円滑化事業の検証を行った上で、各都道府県に農地中間管理機構を整備し、同機構の取組と円滑化事業を組み合わせて、農地流動化を促進

2 農地法に基づく遊休農地に関する措置の適正かつ効果的な実施

- 農林水産省は、以下について農業委員会に対し更に指導・助言が必要
 - ・ 利用状況調査について、農地法にのっとり、その区域内にある全ての農地を調査対象として実施することを徹底
 - ・ 農地の利用増進を図るための指導の徹底。当該指導を行ってもなお利用増進が図られない場合は、遊休農地である旨の通知又は公告等の措置を実施することを徹底
 - ・全ての農地までは利用状況調査の対象にしていない農業委員会あり
 - ・遊休農地の所有者に対する指導が低調な農業委員会あり



- 農地法に基づく遊休農地に関する措置の更なる徹底を農業委員会に求める通知を发出
 - さらに、農地中間管理機構を活用して遊休農地の発生防止・解消を推進するための新たな制度を創設

3 違反転用に対する処分等の適正な実施

① 都道府県及び農業委員会に対し処分等による違反転用への対応の徹底について指導し、都道府県等による指導・勧告や処分の適切かつ厳格な実施を確保

〔 ・違反転用に対する処分等が不十分なものあり 〕

② 地方農政局等、都道府県及び農業委員会において、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理及び事業計画どおりに進捗していない事案に対する厳格な指導の徹底

〔 ・進捗していない転用事業に対する文書指導等が低調なものあり 〕



違反転用に対する指導・勧告や処分の適切かつ厳格な実施の確保等を都道府県等に求める通知を发出

農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成23年10月～25年4月
- 2 調査対象機関 農林水産省

【勧告日及び勧告先】 平成25年4月12日 農林水産省

【回答年月日】 平成26年3月20日

【調査の背景事情】

- 世界の食料需給が逼迫基調で推移すると見込まれる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題。このため、水田等を有効活用するための生産対策や担い手の育成・確保対策の推進と併せて、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、その有効利用が図られるようにし、意欲ある多様な農業者に農地が集積されることが極めて重要
- 平成21年6月の農地法（昭和27年法律第229号）等の農地関係法律の改正により、農地について耕作者自らが所有することを最も適当としてきた制度を改め、農地の適正かつ効率的な利用が図られるよう、農地の転用に関する規制の強化、遊休農地対策の強化、農地の利用集積を円滑に実施するための事業の創設等を実施
- 平成22年の耕地面積は459.3万haと、12年（483万ha）に比べ10年間で23.7万ha減少（23年の耕地面積は456.1万haで22年に比べ更に3.2万ha減少）している一方、耕作放棄地面積については、34.3万haから39.6万haへと5.3万ha増加している状況がみられるなど、今後、農地の確保に向けた一層の取組が重要
- この行政評価・監視は、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図る観点から、農地の利用集積対策の実施状況、遊休農地対策の実施状況、農地の転用に関する規制の運用状況等を調査

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>1 持続可能な力強い農業の実現のための施策の着実な推進 (1) 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施 (勧告要旨)</p> <p>① 土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証を行い、その結果をそれ以降の取組に反映させること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標 平成 28 年度までに、平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す(「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定)) → 具体的には、20ha 以上の規模の経営体が耕作する農地面積が全国の土地利用型農業に供されている耕地面積に占める割合を平成 22 年の「3 割」から「8 割程度」に引上げ</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 上記目標の達成のためには、平成 28 年度までの 5 年間で 174 万 ha の農地の流動化が必要。過去 5 年間のすう勢 (17～22 年で 24 万 ha) を踏まえると、これら経営体への農地集積をこれまで以上に加速化させるための関係施策の迅速かつ確実な実施が必要</p> <p>※ 農地集積の目標については、本勧告後、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(同年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定) において、今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割 (平成 22 年で約 5 割) を占める農業構造を確立する旨の目標が改めて設定</p>	<p>→ 「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) において、担い手への農地集積・集約や耕作放棄地の解消を加速化し、今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割 (現在 5 割) を占める農業構造を実現していくこととされた(「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定) にも、同じ内容の目標が設定された。)</p> <p>農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地の集積や担い手ごとの農地集約を更に加速化していく必要があることから、農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な農地の中間的受皿として農地中間管理機構 (以下「機構」という。) を整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律案」及び「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案」を第 185 回国会 (臨時会) に提出した。これら法律案は同国会で成立し、平成 25 年 12 月 13 日にそれぞれ公布され、農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 101 号) については、26 年 3 月 1 日に施行された。</p> <p>具体的には、①機構が農地を借り受け、②必要な場合には、機構が大区画化等の条件整備も行った上で、③法人経営や大規模家族経営などの担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸するスキームを整備するものである。</p> <p>また、機構の活動を支援するため、機構にまとまって農地の貸付けを行った地域及び機構に対する農地の貸付けに伴って離農又は経営転換する者等への支援のための予算を措置することとした。</p> <p>今回、担い手への農地集積・集約化のための関係施策の取組の進捗状況の検証を行った結果は、以下のとおりである。</p> <p>① 地域の中心となる経営体、そこへの農地の集積、地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン」については、平成 25 年 12 月末時点において 9,397 地域 (同プラン作成予定地域 1 万 5,060 地域の 62%) で作成された。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	<p>② 平成 24 年度から予算措置した農地の出し手への支援である「農地集積協力金」(人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への農地の集積に協力する者に対して交付するもの)については、同年度の実績は 0.5 万 ha で、「年間 3 万 ha」の目標の達成度合いは約 2 割であった。これは、農地集積協力金の交付要件である人・農地プラン作成が、農地の利用集積に係る部分まで進まなかったことなどによるものと考えられる。</p> <p>③ 平成 23 年度から予算措置した農地の受け手への支援である「規模拡大加算」(農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業(以下「円滑化事業」という。)を活用して、面的集積(連坦化)するために利用権を取得した農地の面積に応じて、交付金を交付するもの)については、24 年度の実績は 2.2 万 ha と 23 年度の実績 1.7 万 ha の約 1.3 倍(0.5 万 ha の増加)で、「年間 5 万 ha」の目標の達成度合いは約 4 割であったが、昭和 63 年度以降 25 年間の農地流動化施策の中では最高の実績となった。</p> <p>これは、下記アンケート調査結果にもあるように、農地の出し手や受け手の確保が難しいことなどが挙げられるものの、平成 24 年度から、人・農地プランにおいて、あらかじめ地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととする運用を開始したこと、円滑化事業の周知が図られたことなどによるものと考えられる。</p> <p>また、平成 24 年 2 月に引き続き 25 年 2 月にも、全国の農地利用集積円滑化団体(以下「円滑化団体」という。)に対し規模拡大加算の活用に関するアンケート調査を実施した。その結果、</p> <p>i) 「規模拡大加算が相当程度活用された」とする規模拡大加算による農地集積を評価する回答は、前回調査の 25%から 10 ポイント増加して 35%となった。</p> <p>ii) 「評価できる水準に達していない」と回答した円滑化団体に対して、規模拡大加算の活用を進めるために必要と考える取組(複数回答)を尋ねたところ、「農地の受け手の育成・確保」(20%)、「人・農地プランの取組推進」(15%)、「農地の出し手の白紙委任に対する抵抗感の緩和」(12%)、「農地の出し手の掘り起こし」(12%)の順に回答が多かった。これら関係施策の取組の進捗状況の検証を踏まえ、その結果を今後の取</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	<p>組に以下のとおり反映させることとした。</p> <p>① 人・農地プランについては、これまで市町村等が同プランを作成する取組や、市町村が地域連携推進員を設置する取組等を支援するための予算措置を講じてきたが、平成 26 年度予算においては、i) 人・農地プランの継続的な話合いと見直しの支援、ii) 地域連携推進員の活動の支援、iii) 農業経営の法人化等の支援を講ずることとしている。</p> <p>② 農地集積協力金については、これまでは円滑化団体による円滑化事業の活用を交付要件としていたが、平成 25 年度補正予算から、機構を活用して担い手への農地集積・集約化を加速的に推進するため、機構にまとめて農地の貸付けを行った地域及び機構に対する農地の貸付けに伴って離農又は経営転換する者等を支援する仕組みとする「機構集積協力金交付事業」を措置することとした。</p> <p>③ 規模拡大加算については、平成 25 年度から「規模拡大交付金」に改めるとともに、当該年度における「年間 5 万 ha」の目標の達成に向けて、新たに都道府県ごとの目標を設定しその達成に向けた進捗管理を徹底することとした。具体的には、平成 25 年 7 月の「地方農政局農地政策推進課長等会議」において、都道府県ごとの規模拡大交付金による農地集積目標面積の設定と都道府県ごとの事情を踏まえた戦略的事業計画の作成を地方農政局等に対し指示した。</p> <p>なお、規模拡大交付金は、機構が整備されることで、農地の受け手は機構からまとまった農地として貸付けを受けられること、必要があれば大区画化等を行った上で貸付けを受けられることから、機構自体が受け手に対するインセンティブになるため、平成 25 年度当初予算までの措置となったところである。</p> <p>④ 円滑化事業のうち、農地の出し手が「農地所有者代理事業」（農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行うもの）を利用する場合、農用地の効率的な面的集積を確保する観点から、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと（白紙委任）とされており、この白紙委任に対する農地の出し手の抵抗感が強いことが、円滑化事業による農地集積が進まない一因ともなっていた。</p> <p>このため、平成 24 年 10 月 4 日付けで「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 農地利用集積円滑化事業による集積面積の実績が上がっていない都府県についてその原因・理由や、各農地利用集積円滑化団体における取組の実態を更に把握・分析し、その結果を踏まえた同事業の推進方策について検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農地利用集積円滑化事業</p> <p>農地利用集積円滑化団体（実施主体は市町村、農業協同組合、市町村公社等）が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと（農地所有者代理事業）等を内容とする市町村段階の事業で、平成 21 年 6 月の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の改正で創設</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 農地利用集積円滑化事業の実績が低調なものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が同事業の全国的展開を図っている中で、平成 22 年度の実績が全くないものが 4 都府県 農林水産省が同事業の基本となる事業と位置付け事業実施を必須としている「農地所有者代理事業」について、平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年の実績が全くないものが、調査した 20 団体中 11 団体（うち 3 団体は、農地利用集積円滑化事業自体の実績なし） 	<p>通知) を一部改正し、農地の出し手の白紙委任に対する抵抗感を軽減する措置を講じたところであり、25 年度においても、農地集積協力金等の施策の説明機会を通じて、引き続き改正内容の周知を行った。</p> <p>→ 円滑化事業の実績は、平成 22 年度 1.8 万 ha、23 年度 3.2 万 ha、24 年度 4.0 万 ha と拡大しているものの、①農地の受け手がいなければ、成果を上げられない、②相対取引を中心としているため、分散錯圃の抜本的な解消にはつながらないなどの限界があった。</p> <p>このため、農地の中間的受皿として、都道府県段階に機構を整備し、①リース方式を中心とし、機構が間に入ってまとまった形で農地を担い手に転貸するとともに、②地域の関係者による徹底した話合いを通じた、人・農地プランの作成や見直しとセットで取り組むこととし、③財政支援も充実させることで、農地集積・集約化の成果を上げていくこととした。</p> <p>円滑化事業による農地集積の実績は、上述のとおり増加傾向にあるが、その実績を都道府県別にみると、平成 22 年度において実績が全くないものが 4 都府県（東京都、奈良県、和歌山県及び高知県）みられたが、23 年度に 2 都府県（東京都及び和歌山県）となり、24 年度には、円滑化団体の設立が進んだことや円滑化事業の普及が図られたことから、実績が全くない都道府県は解消された。</p> <p>農地の中間的受皿として新たに機構を整備したところであるが、農地流動化には、様々な意向や実態等があることから、円滑化団体による円滑化事業は、従来同様に措置しており、今後は、機構と円滑化団体や個別相対をうまく組み合わせ、農地流動化の成果を上げていくこととする。</p> <p>なお、機構による担い手への農地集積と集約化を加速化させるため、前述のとおり、平成 25 年度補正予算から「機構集積協力金交付事業」を措置することとしている。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>③ 各農地保有合理化法人における取組の実態やその実績が低調な原因・理由を更に把握・分析し、その結果を踏まえた農地保有合理化事業の推進方策について検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農地保有合理化事業 農地保有合理化法人（実施主体は都道府県公社等。47 都道府県全てに各 1 法人設置）が、離農農家や規模縮小農家等から農地の買入れ等を行い、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に当該農地の売渡し等を行うこと（農地売買等事業）等を内容とする都道府県段階の事業</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 農地保有合理化事業の主要な事業である「農地売買等事業」の実績（平成 17～22 年度）が低調なものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の中間保有リスクを回避するためなどとして、新規の買入れや売渡しを控えており、「農地の中間保有・再配分機能」が十分に発揮されていないものが、調査した 10 法人中 2 法人 	<p>→ 農地保有合理化事業の実施主体である農地保有合理化法人は、これまで農地の売買を中心に同事業を推進してきているが、農地の所有者は農地を売り渡すことに抵抗感があることに加え、農地保有合理化法人の方も、買入れには多額の資金を必要とする上、買入れた農地が長期にわたり売却できない場合は不良資産を抱えることとなるため、買入れに消極的であったことなどから、農地保有合理化法人に十分な農地が集まらず、分散錯綜した農地利用を解消して農地の面的集積を進める上で十分な成果が上がっていなかった。一方、日本再興戦略において、今後 10 年間で担い手が利用する農地を全農地の 8 割に引き上げることが目標に掲げられたところである。</p> <p>このようなことから、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業の制度を抜本的に見直して「農地の中間的受皿」としての機能を強化することにより、日本再興戦略における当該目標の達成に資するため、「農地中間管理事業の推進に関する法律案」を第 185 回国会（臨時会）に提出した。当該法律案は同国会で成立し、平成 25 年 12 月 13 日に公布され、26 年 3 月 1 日に施行された。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律は、農地保有合理化事業に代えて新たに「農地中間管理事業」を創設し（農地保有合理化法人制度も廃止）、同事業の実施主体である機構（都道府県知事が、同事業を公平かつ適正に行うことができる法人（地方公共団体の第三セクター）を、都道府県に一を限って指定）が「農地の中間的受皿」としての機能を十全に発揮できるよう、①農地の借受け・貸付け、②借受農地についての利用条件の改善、③借受農地の管理（当該農地を利用して行う農業経営を含む。）を農地中間管理事業の中心とするなどの内容となっている。</p> <p>あわせて、平成 25 年度補正予算から、機構の整備及びその活動の支援、機構にまともって農地の貸付けを行った地域や機構への農地の貸付けに伴い離農あるいは経営転換する者等に対する協力金など、機構による担い手への農地集積・集約化活動を加速化させるため、「農地中間管理機構事業」や「機構集積協力金交付事業」を措置することとした。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="174 197 1102 264">(2) 農地法に基づく遊休農地に関する措置及び耕作放棄地再生利用対策の適正かつ効果的な実施</p> <p data-bbox="174 272 304 301">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="174 312 1102 679">① 利用状況調査について、農地法にのっとり、その区域内にある全ての農地を調査対象として実施することを徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。また、利用状況調査の結果を踏まえて行う、農地の農業上の利用の増進を図るための指導については、当該農地の所有者が自ら耕作を行うか、自ら耕作を行うことが困難な場合は地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を行うよう指導を徹底するとともに、当該指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られない場合は農地法第 32 条の遊休農地である旨の通知又は公告等の措置の実施を徹底して農業上の利用の増進に向けた取組の実効性が上がるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。</p> <p data-bbox="174 687 248 716">(説明)</p> <p data-bbox="174 724 338 753">《制度の概要》</p> <p data-bbox="174 761 1102 828">○ 農地法に基づく遊休農地（注）に関する措置（平成 21 年 6 月の同法の改正で創設）</p> <ul data-bbox="188 836 1102 1091" style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会は、毎年 1 回、その区域内にある全ての農地の利用状況調査を実施 ・ 上記調査の結果に基づき、遊休農地の所有者に対し、その農業上の利用の増進を図るため必要な指導を実施 <ul data-bbox="201 987 1102 1091" style="list-style-type: none"> → なお農業上の利用の増進が図られない場合、農業委員会は、遊休農地の所有者に対する通知（遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出を義務付け）や勧告等を実施 <p data-bbox="174 1099 1102 1219">（注）①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（①の農地を除く。）のいずれかに該当する農地</p> <p data-bbox="174 1267 304 1295">《調査結果》</p> <p data-bbox="174 1303 1102 1407">○ 全ての農地までは利用状況調査の対象にしていない農業委員会あり</p> <ul data-bbox="188 1335 1102 1407" style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度の利用状況調査において、区域内の農地の全てを調査対象とはせず、その利用状況を把握していない農地があるものが、調査し 	<p data-bbox="1128 312 2089 488">→ 各都道府県に対し「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」等について」（平成 25 年 11 月 27 日付け 25 経営第 2595 号農林水産省経営局農地政策課長通知）を発出し、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置の更なる徹底について都道府県を通じて農業委員会に対し指導・助言を行った。</p> <p data-bbox="1128 496 2089 828">なお、利用状況調査の実施に対する措置状況について、今回の勧告前に、「農業委員会の活動状況の平成 25 年度予算配分への反映について」（平成 24 年 10 月 11 日付け 24 経営第 2003 号農林水産省経営局農地政策課長通知）を各都道府県に通知し、区域内にある全ての農地を調査対象としていない農業委員会については、その調査の状況を平成 25 年度の農業委員会交付金の配分の算定に反映させることとしたこと等により、24 年 12 月末時点において、震災等によりやむを得ない事情があったものを除く 1,688 農業委員会中、1,622 農業委員会が、区域内の全ての農地を調査対象として実施した。</p> <p data-bbox="1128 836 2089 1091">さらに、「農地法に基づく遊休農地に関する措置の施行状況調査について」（平成 24 年 11 月 9 日付け 24 経営第 2345 号農林水産省経営局農地政策課長通知）を各都道府県に通知し、利用状況調査で把握した遊休農地の措置状況及び指導に未着手の理由等を把握した結果、未着手の理由として、①当該指導の対象件数が多く人員不足のため対応できない、②農地の受け手を探しているが見付からない、③当面解消見込みがないので後回しにしている、④当該農地の所有者が確知できないなどの理由が明らかとなった。</p> <p data-bbox="1128 1099 2089 1315">このようなことから、機構を活用して遊休農地の発生防止・解消を円滑に進められるよう、「農地中間管理事業の推進に関する法律案」及び「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案」を第 185 回国会（臨時会）に提出した。これら法律案は同国会で成立し、平成 25 年 12 月 13 日に公布され、農地中間管理事業の推進に関する法律については、26 年 3 月 1 日に施行された。</p> <p data-bbox="1128 1323 2089 1426">農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）による農地法の一部改正の内容は、以下のとおりである。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>た 28 委員会中 10 委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> このうち、調査実施率（注）が 50%未満のものが 2 委員会 （注）区域内の全農地面積に占める調査実施面積の割合 <p>○ 遊休農地の所有者に対する指導が低調な農業委員会あり</p> <p>→ 平成 22 年度の利用状況調査の結果に基づく指導が適切に行われていなかったものが、調査した 28 委員会中 21 委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導対象農地に全く指導を行っていなかったもの：9 委員会 指導対象農地で未指導の農地があったもの：12 委員会 <p>→ 指導率（注）が 50%未満のもの：8 委員会 （注）指導対象農地面積に占める指導実施面積の割合</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>② 全体調査（現「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」）について、調査結果が耕作放棄地解消のための取組の基礎データとして重要であることに鑑み、現地調査等の際に必要なデータが適確に把握されるよう、都道府県を通じて市町村・農業委員会に対し要請すること。</p> <p>あわせて、今後人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成等を通じて計画的な耕作放棄地解消のための取組を進める場合には、その実施状況を踏まえ、都道府県を通じて市町村に対し適切に指導を行うこと。</p> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 耕作放棄地全体調査（現「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は、平成 20 年度から、都道府県及び市町村・農業委員会の協力の下、現況が耕作放棄地となっている全ての農地を対象に荒廃の状況等を把握する現地調査を実施（注） 平成 22 年 9 月からは、現地調査で把握した耕作放棄地に係る解消計画を定めてその解消を図る取組を実施 → その後、全国各地で人・農地プランの作成が進められていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月で廃止 <p>（注）具体的には、現地調査で、①人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地、②草刈り等では直ちに耕作すること</p>	<p>① 農業委員会は、利用状況調査の結果、遊休農地に該当する農地があるときは、その所有者等に対し、当該農地の農業上の利用の意向に関する調査を行い、機構への貸付けを促す仕組みを設けること。</p> <p>② 所有者の死亡等により耕作の事業に従事する者が不在となったため遊休農地となるおそれのある農地についても、農地法に基づく遊休農地に関する措置の対象とすること。</p> <p>③ 都道府県知事の裁定による機構への利用権設定までのプロセスを簡素化すること。</p> <p>④ 遊休農地等の所有者又はその所在が分からない場合の公告制度の改善を図ること。</p> <p>→ 平成 25 年 4 月 15 日の地方農政局等担当者会議において今回の勧告の内容を周知するとともに、各地方農政局の会議等を通じて都道府県や市町村・農業委員会に対し、今回の勧告の内容の周知と指導・助言を行った。</p> <p>また、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等の実施に当たっての留意事項について」（平成 26 年 1 月 10 日付け 25 農振第 1816 号農林水産省農村振興局長通知）を発出し、都道府県を通じて市町村・農業委員会に対し、①荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について、調査要領に基づき調査の対象範囲となる土地全てを調査すること、②耕作放棄地解消のための取組は、人・農地プランに具体的な取組事項を整理した上で推進することを指導した。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>はできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地、③森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地をそれぞれ把握</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した地方公共団体（市町村・農業委員会）の中には、区域内の全ての農地を調査範囲としていないものあり <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度の調査において、区域内の全ての農地を調査することができず、現況を十分に把握できなかったものが、35 団体中 12 団体 ・ 平成 21 年度や 22 年度の調査においても、一部の地方公共団体において調査範囲を限定している状況あり ○ 解消計画の策定状況や策定内容に係る以下のような事例あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内に耕作放棄地があるにもかかわらず、解消計画を策定していなかったもの ・ 解消に向けた各年度の実施内容等を定めていないなど、解消計画が実効ある内容となっていないもの <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 緊急対策について、各地域協議会における具体的な取組の実態や、当該対策の成果や課題を踏まえて、今後の対策の内容を検討するとともに、引き続き実施状況を毎年度点検すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地再生利用緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援するため、平成 21 年度予算で創設 ・ 国から交付された再生利用交付金を基に都道府県耕作放棄地対策協議会で基金を造成し、地域耕作放棄地対策協議会（市町村等の区域をその区域とし、当該地域における耕作放棄地の再生利用等に取り組む協議会）を通じて、再生利用に取り組む農業者等に再生利用交付金を交付する仕組み 	<p>→ 本対策については、その実施状況の点検結果も踏まえ、平成 25 年度補正予算及び 26 年度予算において、耕作放棄地を再生利用する活動への支援措置の充実（地域の中心となる経営体に集約化（面的集積）する場合は再生作業の助成単価を 2 割加算、新たに機構が行う再生作業の取組についても支援）を図ることとしたところである。</p> <p>また、平成 25 年度補正予算から、各都道府県耕作放棄地対策協議会が作成する再生利用推進計画に、耕作放棄地の再生見込み面積や各地域耕作放棄地対策協議会への支援体制等を記入することとするとともに、当該都道府県耕作放棄地対策協議会が毎年度、同計画の実施状況を点検することとしたところである。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況																		
<p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急対策による「荒廃した耕作放棄地の解消面積」に係る目標値が設定されていないため、その実績が十分な水準に達しているか検証できない ○ 平成 21 年度及び 22 年度の再生利用交付金に係る事業の実績が全くない地域協議会が、調査した 19 協議会中 5 協議会 <ul style="list-style-type: none"> → 検証に当たっては、各地域協議会における具体的な取組の実態に関する情報も積極的に活用することが重要 <p>(3) 農地転用許可事務の適正な処理の徹底 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農地転用許可事務の適正な処理の徹底を図る観点から、都道府県及び農業委員会に対し、引き続き優良農地の転用許可に係る判断を適切に行うよう指導する必要がある。</p> </div> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地法により、農地を農地以外のものにすること（転用）は制限されており、転用には都道府県知事又は農林水産大臣の許可が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4ha 以下の農地：都道府県知事 ・ 4ha を超える農地：農林水産大臣（許可権限が地方農政局長等に委任） ○ 農地転用許可の審査は、「立地基準」及び「一般基準」に基づき実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地基準：申請に係る農地を営農条件及び周辺の市街地化の状況から 5 種類に区分し、その区分に応じて許可の可否を判断 <table border="1" data-bbox="188 1034 1104 1417"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>営農条件、市街地化の状況</th> <th>許可方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農用地区域内農地</td> <td>市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地</td> <td>原則不許可</td> </tr> <tr> <td>甲種農地</td> <td>第 1 種農地の要件に該当するもののうち市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地（8 年以内）等特に良好な営農条件を備えている農地</td> <td>原則不許可</td> </tr> <tr> <td>第 1 種農地</td> <td>10ha 以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地</td> <td>原則不許可</td> </tr> <tr> <td>第 2 種農地</td> <td>鉄道の駅が 500m 以内にある等市街地化が見込まれる区域内にある農地又は生産性の低い小集団の農地</td> <td>周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可</td> </tr> <tr> <td>第 3 種農地</td> <td>鉄道の駅が 300m 以内にある等の市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地</td> <td>原則許可</td> </tr> </tbody> </table>	区分	営農条件、市街地化の状況	許可方針	農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可	甲種農地	第 1 種農地の要件に該当するもののうち市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地（8 年以内）等特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可	第 1 種農地	10ha 以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可	第 2 種農地	鉄道の駅が 500m 以内にある等市街地化が見込まれる区域内にある農地又は生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可	第 3 種農地	鉄道の駅が 300m 以内にある等の市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地	原則許可	<p>→ 農地転用許可事務の適正な処理の徹底を図る観点から、引き続き、農地転用許可事務実態調査を実施し、必要に応じて法令の適正な運用の考え方を各都道府県等に指導していく方針である。</p>
区分	営農条件、市街地化の状況	許可方針																	
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可																	
甲種農地	第 1 種農地の要件に該当するもののうち市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地（8 年以内）等特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可																	
第 1 種農地	10ha 以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可																	
第 2 種農地	鉄道の駅が 500m 以内にある等市街地化が見込まれる区域内にある農地又は生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可																	
第 3 種農地	鉄道の駅が 300m 以内にある等の市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地	原則許可																	

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>・一般基準：i) 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められるかどうか、ii) 転用により周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないか等について審査</p> <p>○ 農林水産省は、毎年、「農地転用許可事務実態調査」を実施し、同調査で把握した、当該事務の適正な処理を確保する必要があると考えられた事例について、その運用の考え方を公表</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 許可決定に当たり、農地区分の判断や優良農地の転用が例外的に認められる条件に合致するかどうかの判断等が適正に行われておらず、農地転用許可事務の適正な処理を確保する必要があると考えられるものあり（調査した1,175事案中16事案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10ha以上の広がりを持つ一団の農地の区域内であり第1種農地の要件を満たしているにもかかわらず、第2種農地と判断しているもの ・ 第1種農地が「集落に接続して設置されるもの」として許可されているものの、集落に接続しているとはいえないもの <p>(4) 違反転用に対する処分等の適正な実施 (勧告要旨)</p> <p>① 都道府県及び農業委員会に対し処分等による違反転用への対応の徹底について指導し、都道府県等による指導・勧告や処分 of 適切かつ厳格な実施を確保すること。</p> <p>② 違反転用事案の発生・継続状況等の的確な把握に資するため、都道府県及び農業委員会に対し、農業委員会から都道府県への違反転用事案の迅速な報告及び違反転用事案に係る指導経過等関係資料の作成・保管を徹底するよう指導すること。</p> <p>③ 地方農政局等、都道府県及び農業委員会において、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理及び事業計画どおりに進捗していない事案に対する厳格な指導を徹底すること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 違反転用に対する処分等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会は、違反転用事案を把握したときは遅滞なく都道府県知事 	<p>→ 平成25年4月26日の地方農政局等担当者会議（本省）において今回の勧告の内容を周知するとともに、都道府県担当者会議（各地方農政局）を通じて都道府県に対し、今回の勧告の内容の周知と指導・助言を行った。</p> <p>また、「違反転用の是正に係る取組の強化等について」（平成26年1月10日付け25農振第1814号農林水産省農村振興局長通知）を発出し、都道府県等に対して、違反転用に対する都道府県等の指導・勧告や処分 of 適切かつ厳格な実施の確保等について指導を行った。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>等に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた都道府県知事等は、違反転用者に対し、農地への原状回復を促す指導・勧告を実施。勧告に従わない場合、必要に応じて原状回復命令等の処分を実施 <p>○ 転用事業の進捗状況の把握・管理及び許可条件違反への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可権者は、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理を実施 ・ 事業未着手や遅延等の場合、転用事業者に対し、事業計画どおり事業を行うよう指導・勧告を実施。勧告に従わない場合、必要に応じて許可取消し等の処分を実施 <p>《調査結果》</p> <p>○ 違反転用事案 183 件（地方農政局・道府県等 89 件、農業委員会 94 件）を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違反転用に対する処分等が不十分なものあり <ul style="list-style-type: none"> → i) 農用地区域内農地（転用が原則不許可）の違反転用事案であって、ii) 違反状態が 3 年以上継続しており、iii) 関係機関において複数回の文書指導や勧告を行っているものの処分（原状回復命令等）が実施されていないもの：89 件中 12 件 ・ 違反転用事案の発生・継続状況等の把握が不十分なものあり <ul style="list-style-type: none"> → ・ 農業委員会から管轄道府県への報告まで 3 か月超のもの：50 件（94 件のうち発見日・報告日を特定できたもの）中 28 件 <ul style="list-style-type: none"> ・ i) 違反転用の発見時期、ii) 文書指導の実施時期、iii) 農業委員会から管轄道府県への報告時期の全部又は一部が不明となっているもの：183 件中 49 件 <p>○ 進捗していない転用事業に対する文書指導等が低調</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業未着手や遅延等の事案 177 件を調査した結果、 <ul style="list-style-type: none"> i) 口頭指導の継続実施等が行われているものの、農林水産省の事務処理要領で定められた文書指導等が講じられていないものが 98 件 ii) このうち、事業着手予定日・完了予定日から当省調査時点まで 10 年以上経過しているものが 21 件 iii) i) の文書指導等未実施の 98 件の中には、許可時の転用目的と異なる目的に無断で供されているものが 2 件 	

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(5) 農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握の適正な実施 (勧告要旨)</p> <p>① 一般法人に対する許可事案について、農地法第3条第6項の規定に基づく報告及び同法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査の活用により許可後の農地の耕作状況の把握を徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。</p> <p>② 一般法人以外に対する許可事案について、利用状況調査の活用等により許可後の農地の耕作状況を把握し指導することに努めるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し指導・助言すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農地法により、個人や法人が農地を売買又は貸借するためには、原則として農業委員会の許可が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産法人以外の法人（一般法人）の場合、毎年、許可を受けた農地の利用状況を農業委員会に報告することが義務付け ・ 個人又は農業生産法人の場合は、報告義務なし <p>→ ただし、農地法に基づく利用状況調査の活用等により、許可事案ごとの農地の利用状況の把握に取り組んでいる農業委員会あり</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 一般法人に対する許可事案について、許可後の農地の利用状況が十分に把握されていないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般法人からの報告書が未提出にもかかわらず、提出督促や農地の現況確認等を行っていないものが、8委員会中1委員会（17件中5件） <p>○ 一般法人以外に対する許可事案について、許可に係る農地が耕作されずに遊休化したり違反転用につながったりしているものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独自に利用状況の把握に取り組んでいる3委員会等では、改善指導により、把握された農地の耕作再開が進んでいる状況 ・ 利用状況の把握を特に行っていない37委員会等においては、遊休化や違反転用の事案が発見されずに見過ごされているおそれあり 	<p>→ 各都道府県に対し前述の「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」等について」を発出し、農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握及び適正に耕作されていない場合の指導の徹底等について、都道府県を通じて農業委員会に対し指導・助言を行った。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>2 農用地区域内農地の面積目標の達成に向けた取組の着実な推進 (勧告要旨)</p> <p>基本指針における「平成 32 年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の達成に向けて、市町村における農用地利用計画の変更による 10 ha 以上の集団的な農地の農用地区域への編入等をより促進するとともに、当省の指摘事項も踏まえて農地法に基づく遊休農地に関する措置や耕作放棄地再生利用対策等の関係施策を着実に推進する必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国による面積目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき、農林水産大臣は、「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定 ・ 現基本指針では、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成 32 年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積を「415 万 ha」とする目標を設定 ○ 都道府県による面積目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事は、「農業振興地域整備基本方針」を農林水産大臣の同意を得た上で策定し、当該都道府県の面積目標を設定 ・ 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、上記目標の達成状況に関する資料の提出を求め、把握結果を公表 ○ 市町村による農用地利用計画の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の区域内にある市町村は、「農業振興地域整備計画」を策定（策定に当たり、整備計画のうち「農用地利用計画」について都道府県知事の同意が必要）。都道府県の基本方針の変更等により必要が生じたときは、遅滞なく整備計画を変更 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 10ha 以上の集団的な農地の農用地区域への編入促進 (調査した 13 道府県の面積目標設定における編入見込み) <ul style="list-style-type: none"> ・ 100% : 1 県 ・ 80%以上 100%未満 : 2 県 ・ 50%以上 80%未満 : 8 府県 	<p>→ 平成 25 年 4 月 25 日の地方農政局等担当者会議において、10 ha 以上の集団的な農地の農用地区域への編入促進や関係施策の推進の徹底について各都府県に対し要請等を行うよう、各地方農政局等に対し指示した。これを受けて、同年 5 月に各地方農政局等において、各都府県の担当者を集めた会議の開催等により、今回の勧告の内容を説明するとともに当該要請等を行ったところである。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 50%未満：2 道県 (面積目標設定に係る基本方針の変更を受けた整備計画の変更状況) ・ 面積目標設定に係る基本方針の変更に伴い整備計画の変更が必要となる 461 市町村 (上記 13 道府県のうちの 10 道府県内) のうち、農用地利用計画を変更済みのものは 34 市町村 (7.4%)。変更作業中のものを含めても 205 市町村 (44.5%) ○ 農用地区域内における耕作放棄地の発生 (荒廃) 抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国における耕作放棄地 (注) の発生状況 (平成 17～24 年) <ul style="list-style-type: none"> → ・ 田は、平成 17 年から 20 年まで 3,000ha 台で推移していたが、24 年には 2,000ha を下回っている ・ 畑も、平成 17、18 年には 8,000ha を超えていたが、22 年以降は 5,000ha 台で推移 ・ 一方、平成 24 年においても、田と畑の合計で約 7,000ha の耕作放棄地が発生。引き続き耕作放棄地の発生抑制のための取組の着実な推進が必要 (注) 農用地区域内農地以外の農地を含む 	